

人材育成に係る中間とりまとめの概要

持続的な森林経営を実現した上で、林業の採算性を回復するためには、専門的かつ高度な知識・技術を有する技術者・技能者の育成が必要。また、持続的な森林経営を進めるためには、各地域における長期的視点に立った森づくりのマスタープランを作成し、その実行に向け指導し得る技術者が必要。

このため、森林・林業に関する技術者・技能者の育成等を計画的に推進するとともに、人材を育成する体制を検討。また、人材育成にあたっては、本人の育成段階に応じた指導等がなされるよう組織的な支援を行うとともに、人材育成にPDCAサイクルを導入することにより人材育成に関するプログラムを常に改善できるような仕組みが必要。

1 フォレスター

- ・ 市町村森林整備計画の策定支援を通じて地域の森づくりの全体像を描き、併せて市町村が行う行政事務の実行支援を通じて森林所有者等に対し指導等を実施。
- ・ 森林の取扱い等の計画作成や路網作設等の事業実行に直接携わり、指導等を行うなどの実務を経験し、併せて課題解決能力の向上に向けた研修等を修了するなどにより一定水準に達した者を国が認定し名簿に登録。
- ・ 今般の森林計画制度の改正により、森林経営計画（仮称）の認定業務が始まることから、フォレスターが本格的に活動するまでの間の暫定的な措置として、市町村行政に対する都道府県や国の職員による組織的な支援が必要。

2 森林施業プランナー

- ・ 施業の集約化に向け合意形成を図り、森林経営計画（仮称）の作成の中核を担う。
- ・ 集約化施業の推進に不可欠な森林施業プランナーの増員と併せて、森林経営計画（仮称）の作成に必要な知識の習得等、森林施業プランナー等の能力向上に向け必要な研修を実施。
- ・ 森林経営計画（仮称）の作成に当たっては、林業事業体の経営者の関与が必要であることから、経営者を対象とした研修を実施する必要。

3 森林作業道作設オペレーター等

- ・ 森林作業道作設オペレーターとは簡易で丈夫な森林作業道を開設する者であり、路網作設を行う技能者を対象に、土工技術及び現場における線形判断のための知識を習得させるための研修を実施。
- ・ 林業専用道設計・監督者とは設計書に基づき現場で微修正を行いながら林業専用道を作設する者であり、一般の土木技術・技能を有する者を対象に、座学と現地講習を実施。
- ・ 路網整備を加速化するため、ブロック単位等での技術の普及指導を実施。また、指導者を養成するための研修を実施。

4 グリーンマイスター等

- ・ 高い生産性と安全性を確保し、高性能林業機械を活用した低コスト作業システムを現場レベルで実践するためには、現場作業員の能力向上が必要であり、そのためには研修の更なる充実が必要。
- ・ 研修の規範となるべき段階的かつ体系的な研修カリキュラムを整備し、これに基づく研修を修了した者をそれぞれグリーンマイスター、ミドルマイスター、シニアマイスター（いずれも仮称）として登録。
- ・ こうした研修を活用しつつ客観的な人事評価がなされるよう、事業主が使いやすい人事管理マニュアル等を作成する必要。